

平成29年6月定例会 県土整備委員会（事前）

平成29年6月12日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時35分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第3号 平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第19号 不動産の処分について
- 報告第1号 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第7号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第9号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 平成29年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について（資料②）
- 平成28年度における県内建設業者の県工事入札参加・受注状況について（資料③）
- “新未来”徳島東部都市計画区域マスタープラン（素案）について（資料④⑤）
- 吉野川水系河川整備計画（変更原案）について（資料⑥）
- とくしま生活排水処理構想2017（案）について（資料⑦⑧）

瀬尾県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、平成29年度6月補正一般会計・特別会計予算といたしまして、歳入歳出予算及び地方債でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、不動産の処分について、平成28年度繰越明許費繰越計算書及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

一般会計につきましては、今回、補正はございません。

次に、2ページをお願いいたします。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計で、表の最下段、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、3億円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており、98億680万4,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

続いて、3ページを御覧ください。

各課別の主要事項説明でございます。

用地対策課の公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、国土交通省が施行する四国横断自動車道等の整備促進を図るため、必要な用地を先行取得するための経費として、3億円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

地方債でございます。

先ほどの公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

5ページから6ページにかけては、ア、徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例案でございます。

航空交通を発達させることにより、国内外の地域との交流を促進し、もって地域経済の健全な発展に資するとともに、災害時の円滑な支援活動に資するため、徳島県立航空旅客取扱施設を設置するものでございます。

7ページを御覧ください。

（2）不動産の処分についてでございます。

四国横断自動車道（小松島～徳島東）工事の用地といたしまして、表に記載の県有地を、四国地方整備局徳島河川国道事務所に、予定価格7億7,813万5,441円で売却することとしております。

8ページをお開きください。

（3）平成28年度繰越明許費繰越計算書でございます。

平成29年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございます。その後も年度内の工事進捗に努めまして、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

このページから11ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載しております。

11ページを御覧ください。

県土整備政策課ほか、9課の翌年度繰越額の合計額につきましては、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、159億4,384万1,003円となっております。

12ページをお開きください。

特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、2億2,724万4,207円となっております。

また、流域下水道事業特別会計では、6,694万5,250円、さらに次の表、港湾等整備事業特別会計では、242万2,200円の繰越額となっております。

13ページを御覧ください。

このページから15ページにかけては、（4）専決処分の報告についてでございます。

まず、13ページは、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

県営住宅の家屋等の明渡し及び家賃、損害金の支払請求に係る訴えの提起に関し2件、専決処分を行ったものでございます。

14ページをお開きください。

このページから15ページにかけては、道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

板野郡上板町地内の県道鳴門池田線などで発生しました道路事故10件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

まず第1点目は、平成29年度入札・契約制度の改正及び運用の改善についてでございます。お手元に御配付の資料その1をもとに説明をさせていただきます。

入札・契約制度につきましては、県議会での御論議、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言を踏まえて改正をし、原則として、5月1日から適用いたしております。

資料その1の1ページを御覧ください。

その主なものでございますが、まず、1の建築・設備業界の育成の観点から、（1）建築一式工事、電気及び管工事の総合評価落札方式におきまして、手持ち工事数を新たに評価項目に加えるとともに、地域精通度に対する評価の見直しや、一抜け方式を適用する対象エリアを県下全域への拡大を図るなど、抜本的な改正を実施しております。

次に2ページに移りまして、建設企業の受注機会を確保し、健全な育成を図る観点から、（2）工事成績評価の配点や対象期間について、見直しを行っております。

次に、2の建設企業が担う地域防災力の更なる向上を目指し、総合評価落札方式における広域的な災害支援の評価において、相互支援協定にもとづく支援活動実績を新たに加えるなど、所要の見直しを行っております。

3ページに移りまして、債務負担行為の活用による施工時期の平準化に取り組むとともに、県が公表する工事発注見通しにおける入札方式の明確化、最低制限価格、低入札価格調査基準価格等の引上げ、などにつきましては、4月1日から既に実施しております。

次に、3の担い手の確保・育成につきましては、カッコイイ・快適な・希望の持てる、という新3K・建設現場の実現に向け、現場見学会の開催など、担い手の育成に有効な提案を入札時に評価する工事や、仮設トイレの洋式化を図る工事をそれぞれ拡大することとしております。

4ページに移りまして、余裕のある工期設定が可能な、担い手確保モデル工事や工事着

手日選択工事について、試行件数の拡大に取り組んでまいります。

最後に、4の県内企業の活用推進と負担軽減といたしまして、平成29年度も引き続き、県内企業への優先発注や県内産資材調達の推進などに積極的に取り組むとともに、企業側の負担軽減につながる入札等支援講習会や電子納品の個別相談会などを実施してまいります。

入札・契約制度につきましては、今後とも、建設産業の健全な発展や担い手の確保・育成はもとより、地域経済の活性化、地域の雇用確保などの点に留意し、不断の見直しに努めてまいります。

報告事項2点目でございます。平成28年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況についてでございます。

徳島県発注全工事の受注額の集計がまとまりましたので、資料その2のとおり、上位50社までを記載いたしまして、お手元にお配りしております。

3点目の報告でございます。“新未来”徳島東部都市計画区域マスタープラン（素案）についてでございます。

お手元の資料、その3、その4がございますが、その3をもとに、説明させていただきます。

徳島東部都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、平成16年に策定をいたしまして、その後、状況に応じ見直しを行っております。

平成24年の見直し以降、本格的な人口減少・超高齢化問題や切迫する南海トラフ巨大地震など、本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、都市づくりの理念、土地利用の方針等について、大幅な見直しを行うこととしております。

このマスタープランでは、都市計画の目標や区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針、主要な都市計画の決定の方針を定めることとしており、平成25年度から平成26年度にかけて実施した都市計画基礎調査、分析調査の結果を踏まえ、この度、素案を作成したものであります。

裏面を御覧ください。見直しのポイントとしまして、まず基本的な考え方について、区域区分、いわゆる線引きを維持するとともに、土地利用規制の強化と緩和による防災・減災対策、ICT活用による多様な働き方の創出などを盛り込むこととし、都市づくりの理念におきましては、全ての人が暮らしやすい地方創生拠点連携型の都市づくりをはじめ、全ての人命を守る安全で安心して暮らせる都市づくりなど、五つの柱建て、全てにおいて、移住・定住に向けた、空き家、遊休施設の活用や復興まちづくり計画を見据えた、平時からの事前準備などの観点を新たに加えることとしております。

今後は、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメント、住民説明会及び公聴会などにおいて、幅広く県民の御意見を頂き、取りまとめた上で、改めて、議会に報告させていただき、年度内の都市計画決定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に第4点目は、吉野川水系河川整備計画変更原案についてでございます。

お手元の資料その5を御覧ください。

吉野川水系河川整備計画は、その策定から8年目を迎え、この間、地球温暖化に伴う気候変動や南海トラフ巨大地震など、新たな災害リスクへの対策が求められております。

これら課題に対応するため、去る6月9日、国土交通省から、吉野川水系河川整備計画変更原案が公表されました。

主な変更点については、岩津上流無堤地区における堤防の整備として、残る全ての無堤地区におきまして、今後10年間での着手、旧吉野川及び今切川における大規模地震・津波対策として、液状化等により被災する可能性がある堤防の対策の実施、堤防整備済み区間における侵食対策として、護岸の整備に加えて、河道掘削や樹木伐採など河道管理と一体となった侵食対策の実施であります。

今後は、パブリックコメントによって変更原案に対する意見を募集し、河川整備計画の変更が進められますので、県といたしましては、こうした対策が整備計画に盛り込まれ、着実に実施できるよう、国と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

あわせて、吉野川上流部の効率的な整備について、国により検討が行われる予定でございます。

つきましては、本日の委員会終了後には、徳島県議会治水・利水を考える議員連盟の勉強会で、国土交通省の担当者から、変更原案についての説明を頂くことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第5点目でございます。とくしま生活排水処理構想2017（案）についてでございます。お手元の資料その6を御覧ください。

この構想は、生活排水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための指針となるもので、おおむね5年ごとに見直しを行っております。

今回、人口減少等の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、経済比較を基本としつつ、整備の時間軸の観点や地域のニーズを勘案した、より弾力的な整備手法を選定することなどを柱に各市町村において見直しを行い、それらを取りまとめた県の構想案を先の2月定例会に報告させていただきました。

3月下旬からはパブリックコメントを行い、延べ39名の方々から、50件の応募があり、構想の着実な推進を望む多くの意見が寄せられました。

また、生活排水処理の現状を認識することが重要でと、民間活用の導入による浄化槽整備をわかりやすく示すべき、との御意見を頂いたことから、それぞれ表と図により解説を加え、最終案としております。

県といたしましては、構想実現に向けまして各市町村の推進施策が着実に実行されますよう手厚く支援するとともに、更なる普及啓発を推進し、水環境の保全に向けた気運醸成にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

午食のため、休憩といたします。（11時51分）

元木委員長

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開させていただきます。（13時04分）

質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、説明資料の特別会計で土地用地ですね。取得ということで補正額3億円が組まれておりますが、具体的にどこをどれくらい買うかということで、全箇所について教えていただけますか。

土井高規格道路課長

具体的な箇所ということの御質問ですけれども、この度の6月補正の予算で、この3億円の用地先行取得費を要望している箇所につきましては、四国横断自動車道、徳島市大原町この地区が、これまで用地交渉に入る前の準備が遅れてまして、進捗率が低い状態ですので、ここに用地交渉を行う準備が整いましたので、先行取得費3億円を主に投入するように増額補正をお願いするものでございます。

岸本委員

主にじゃなくて、全部の箇所を教えて。

土井高規格道路課長

この大原地区以外に小松島市の江田地区、それから阿南市下大野地区で予定しております。

岸本委員

まずは、阿南市まで道路をつなげようとしてますけども、沖洲から阿南インターチェンジまでの間。下大野地区は、それよりまだ南側の道路ということでしょうか。

土井高規格道路課長

下大野地区は、阿南インターチェンジより北側の部分で、那賀川のすぐ南側でございます。四国横断自動車道の中でございます。

岸本委員

全て沖洲から阿南インターチェンジまでの間ということわかりました。

今回の取得ですね、県債を発行しているということなんですが、県債、公共用地に係る県債の発行ということで、事業化のめどが大体10年と聞いておるんですけども、阿南まで事業化していると言うんですか。そういうルールはないんですか。

土井高規格道路課長

事業開始後10年みたいな決まりはございませんけれども、事業を立ち上げまして、それ以降いろいろと説明会等ありまして、そのあと用地交渉。それから実際の用地取得をできるだけ早くできるように。

岸本議員

県債発行で、公共用地を買ったときのルールというのはないという理解をいたしました。

それから、沖洲から阿南までの用地で、今どれくらいの割合というのでしょうか、どれくらいこれで買えることになるんですか。

土井高規格道路課長

今回の3億円で、面積的にどれだけ買えるかっていうのはちょっと今の時点で計算できませんが、今の進捗状況としましては、面積ベースで、徳島東から阿南までで全体の約8割購入できております。それで徳島東から小松島までで4割。それから小松島から阿南までで9割を超えて、用地を取得しております。

岸本委員

小松島から阿南のほうで9割買えているということで、このめどが立ち次第、そちらのほうから建設予定ですか。

土井高規格道路課長

南側につきまして、残り事業認定と任意交渉と並行して続けている箇所もございますので、そのあたり、事業認定に切り替えるのと任意交渉との兼ね合い、ちょっと人数的に多いですので、今の時点で9割を超えて契約しておりますけれど、南から速やかにかかれるかどうかというのは未定です。

岸本委員

今の時点でその沖洲から阿南までの開通見通しといたしますか、めどというのは県土整備部としてはどのように考えてますか。

土井高規格道路課長

現在、徳島ジャンクションから徳島東インターチェンジまでを平成31年度ということ、これは有料道路区間ですけれど、そこから南につきましては、徳島東インターチェンジから津田インターチェンジまでの間、これが平成32年度ということ、開通目標が公表されております。そこから南については、今の時点で公表されたものはございませんけれども、これから2月議会で小松島市の立江櫛渕地区に地域活性化インターチェンジを設置したいということで、これから取り組んでいくということを議会で説明させていただきまして、それに伴いましてこの立江櫛渕から阿南についても、力を入れていきたい。そういう中で、小松島から阿南につきまして、できるだけ早く国のほうに開通目標を公表していただけるように強く訴えてまいります。

岸本委員

是非とも早くつくっていただきたいというふうに、皆さんが要望していると思いますけれども、私のほうからも要望させていただきます。

それともう1点、5ページのですね、条例案の徳島県立航空旅客取扱い施設の設置及び管理に関する条例。それについてお尋ねしますけれど、新たにできる施設について、危機事象って言うんですか。安全安心ということについてはどこが責任を持つんですかね。

例えば、国内便も一緒ですけど、海外から来ますとね、危機事象が増えるのかなと想像してしまうんですが、そういうことが起こった場合に指定管理ということで渡しまして、県としてはどういう対処をしていくという指定管理者との間の取決めということについては特にはないんですか。

#### 佐藤次世代交通課長

新たな徳島阿波おどり空港の施設、あとは今後、将来的に国際線となった場合の危機事象への対応ということでございます。

現在、徳島阿波おどり空港は、国内線のみ状況ではありますけれども、徳島空港連絡協議会という組織がございまして、ターミナルを管理する徳島空港ビル株式会社、そのほかに元々滑走路とか、誘導路というのは自衛隊や国土交通省といったところが所有をしております。あとは安全面ということで、やはり徳島県警ですね、そうした関係機関がございまして。そういったところが、自衛隊以外、一同に協議会のほうに入っております。月1回担当者レベルの会を開催して、様々な情報共有でありますとか、この期間中にこういったトラブルがあったとか、そういったところの情報共有を図ることとしております。

今後、仮に国際線ということになってまいりますと、そのほかにいわゆるC I Q施設という入国管理でありますとか、感染症という例でいいますと、検疫でありますとかそういった機関も国ではありますけれども、新たにターミナルの中に出向いて、ということになってきますので、そういう状況になりますと、関係機関にも参加いただいて、それぞれで責任を、速やかに何かがあった際には状況把握をして対応ができるように、体制をとっていきたいと考えております。

#### 重清委員

先ほど報告いただきました、この入札制度について、ちょっとお聞きします。

昨年いろいろ議論して検討したと思うんですけど、私も昨年はこの委員会ではありませぬし、もう少し詳しく説明してほしいんですが。

まずは、この最初の建築、これについてでございますが、県発注の当初どおりの手持ち工事数の評価を導入すると7,000万円以上の工事でありますけど、平成28年度のまず実績から教えてもらえますか。

#### 飯田建設管理課長

重清委員から平成29年度の入札・契約制度改正につきまして、御質問いただいております。

先ほど、今回の入札制度改正の中で手持ち工事数のお話がございました。これにつきましては、今回、建築工事でございますら、入札・公告の時点で県発注当初設計金額7,000万円以上いわゆるA級工事でございますけれども、これについて施工中の手持ち工事が1件以上ございましたら0点と。なければ30点を加算評価するものでございます。



これにつきましても平成29年度から新たに導入するというものでございまして、平成28年度におきましては、この手持ち工事の実績はございません。

元木委員長

小休いたします。（13時16分）

元木委員長

再開いたします。（13時18分）

重清委員

次に、2番目の地域精通度ということで、今回、建築、電気・管工事の設計金額以上で、これは加点かな、加点割りの地域、これちょっとわかりにくいな。この南部とか県南とかは大体、阿南、美波、那賀で別れてるんですけども、東部が徳島と鳴門を除いたり、鳴門を一緒にしたりと、建築と電気が別になっとなんですけど、この理由付けはどういう理由なんですか。内容がわかりにくい。何とか昔のまま東部と南部と西部とにできんだのか。これも何で一緒にするわけにはいかなかったのかどうか、理由付けはどういうことか、この管工事と建築工事の地区割りの、何でこういうふうにしなくてはならないのか、一緒にできなかった理由など教えていただけますか。

松内営繕課長

今回の入札制度の見直しにおきます地区割り、なぜこういう地区割りしたのかという御質問でございます。まず建築工事についてでございますが、今まで特A工事は、地域精通度加点はやってなかったものです。今回新たに、A級工事全てを対象にしたわけでございますが、A級工事につきましても、北岸地域では一部、地域精通度加点は平成19年からやっておりました。徳島の東部県土整備局管内の鳴門・吉野川を除くエリアと、それと南部県民局管内、このエリアにつきましてやってなかったわけです。簡単にまとめて言いますと、従来の建築のA級工事は県内を四つのエリアに分けて、入札、発注、執行していたわけでございます。そのエリア分けを、引き続いて今回も踏襲して、現場が混乱しないようにエリア設定させていただいております。

それともう一つ、管工事でございますが、管工事と言いますか電気と管合わせた設備工事につきましては、従来より、A級工事、B級工事を全県一区でやっていたわけです。地域割りは、以前やっていませんでした。これはやはり地元の業者を優遇すべきだ、という配慮から、エリア分けをいかにすべきか、と検討させていただいたんですが、設備の場合は業者が偏在しており、徳島市内にかなり集中していることから、建築のように四つに分けますと非常にアンバランスになるというのがございまして、西と南と中央部という分け方に今回新たに設定させていただいたということです。

重清委員

ちょっとわかりにくいから、数字をおっしゃってくださいか。

建築なら徳島、鳴門での数字、電気だったら徳島、鳴門での数字。

徳島が多いんでしょ。鳴門は電気と建築が別という話だったでしょ。

松内営繕課長

ちょっとわかりにくくて申し訳ございません。業者数につきましては、まず、建築工事ですが、東部徳島が、建築の特A業者で16社ございます。建築のA級業者が15社ございます。続きまして南部なんですけども、南部の特A業者は4社ございます。建築A級業者は14社となっております。それと北部のほうにまいりまして、東部県土整備局管内の旧鳴門・吉野川エリア、これにつきましては建築が特A業者6社、A級業者が13社です。続きまして西部総合県民局管内の業者数につきましては建築の特A業者が4社、建築のA級業者が1社という状況になっております。

続きまして、電気・管の設備工事でございますが、これは中央部に、電気工事のA級業者が19社ございます。管工事のA級業者が12社ございます。それと県南のほうにまいりまして電気工事のA級業者が2社、管工事のA級業者が4社でございます。県西のほうは、電気工事が3社、管工事が4社という状況になっております。

重清委員

教えてほしいのは、この建築一式と電気一式で、この違う部分だけ知りたいんですよ。徳島と鳴門を除く所になっとるでしょ、東部1が。それで吉野川がどっちに行くか。

これが建築と電気で、こうこう違いで吉野川はこっちへ行きましたとか。鳴門がこうこうで、こっちへ行きましたとか。そこだけでいいんですよ。なぜ徳島と鳴門を分けたりしたんだと。その差が激しいんですよ。

電気と建設は違いまして、こうですからこうしましたと。これちょっと教えてほしい。

松内営繕課長

建築と設備の差についてということでございますが、一番大きな差は、鳴門に設備業者が非常に少ないということで、従来より、鳴門は徳島と一緒に入札執行していたわけです。

しかし、鳴門管内の建築業者は、数がかなりあったものですから、エリアとしましては、吉野川庁舎とか、美馬、三好、県内の北部、吉野川の北岸エリアと我々は呼んでますが、そちらで建築は、従来より入札を行っておりました。

それで設備のほうにつきましては、今まではそういうエリア分けを全くしていなかった所に、規模の小さい工事については、鳴門の業者は徳島と一緒に入札執行していたわけですが、大きい業者は全く今まではA級工事については、エリア設定していなかったのを、今回するのに際しまして、やはり鳴門、徳島、従来よりやっていたのを踏襲したほうがいだろうということで、委員御指摘のとおり、一番大きな違いは鳴門管内の業者が、建築のほうは吉野川、美馬、三好のほうに行くんですけども、設備のほうは、徳島のほうと一緒になると、そこが一番大きな違いでございます。それと建築はエリアを四つに分けているが、設備のほうは三つに分けている。

元木委員長

小休いたします。（13時26分）

元木委員長

再開いたします。（13時27分）

重清委員

それと、3ページの企業の立場に立った執行で、（1）複数年の債務負担行為に加え、ゼロ県債の活用を検討する、となっておりますが、ここの部分だけが検討となっているが、状況としてはどうなっているのか。

来年度からやるのか、どういう状況で検討課題として残っとるのか。現状を教えてくださいませんか。

飯田建設管理課長

ゼロ県債の活用についての御質問でございます。

ゼロ県債につきましては、本年2月の本会議のほうでも御質問を頂きまして、検討するというので、お答えさせていただいたところでございます。このゼロ県債につきましては、次年度予算の早期執行による地域の下支えとか、事業効果の早期発現が期待されるということの考えでございます。

今現在でございますけれども、どのような工事や業務がゼロ県債に適しているか、こういったことを含めて、来年度の事業計画を見据えながら鋭意検討を進めているところでございます。引き続き具現化に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

重清委員

今、説明してもらいましたが、具体的な数字が分からん。

この方式をやって、昨年問題になった点、これは二度と起こらんようになっているのかどうか、今年度もどのくらいの工事が7,000万円以上で出てくる予定なのか。

今年度の当初予算を組んでると思えますけど、今年度の件数を教えてくださいませんか。

山名建設技術担当室長

先ほど、重清委員からの御質問でございますが、今年度の予定というところでございますけど、手持ち工事数などの制度改正の対象となるA級以上となる工事ということで、建築工事7,000万円以上でございますけど、今のところ9件程度の予定となっております。

電気及び管工事につきましては、10件程度という予定となっております。

重清委員

建築工事が9件ということで、平準化と言ってましたが、今のところまだゼロですか。今後これ、一抜け方式とか何とかありますけど、ここらはどういうふうな出し方をしようとしているのか。ある程度できあがって全部一緒に出すのか、うまいこと分けてするんか、9件だったら、3件ずつ出す方向でうまいことやろうとしているのか、県としての考え方を教えてくださいませんか。

松内営繕課長

新制度によります発注の方針という御質問でございます。

新しい制度で、既に入札公告したのは2件でございます。先ほど申しました、残りの件数につきましては、やはり工期を勘案しながら、同時に出して一抜け方式を適用できるものにつきましては、できるだけ活用したいと考えてございますが、やはり完成時期もございまして、設計がいつできるか、といったことも関係してきますので、総合的に勘案させていただいて、できるだけ新制度のメリットが出るように、工夫しながら発注してまいりたいと考えております。

重清委員

ですから、入札する前に設計せないかんのやけど、そこらでどうするか、設計ができなかったら入札できませんし、今意見を出して、それが次に取れんような、システム一抜けで退いてしまうようにせないかんし、それでいくと思うんですけど。

それと、去年のあれだけ言われた、ペナルティなんかはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてもらえますか。

飯田建設管理課長

制度見直しの運用の話でございます。

まず、先ほどの松内営繕課長からも話がございましたけれども、この制度、今回の制度改正で新たに導入したということでございますので、県といたしましてはこの改正効果、これが最大限得られるように取り組んでいきたいと思っています。

森県土整備部副部長

ただいま重清委員から御質問がありました、今年度の制度改革に対しましてですね、去年の問題が解決されているのかという御質問かと思えます。

今年度、5月1日からの制度改正におきましては、手持ち工事数などの新たな制度改正がございました。その対象につきましては、今現在の手持ち工事ということで、昨年度から発注した工事につきましても、加点の対象となるということで運用してございます。

重清委員

加点やなしに。

森県土整備部副部長

失礼いたしました。例えばですけども、資料にございますような、建築工事7,000万円以上の手持ち工事数を評価するかどうかということにつきましては、その評価の対象に、昨年度入札をした工事につきましても、評価の対象とするということで運用してございます。

重清委員

ですから、昨年度の工事实績は全てそのまま、今年度の実績に入ってくると。

そしたら、その部分で、去年も、いうたら同じこと繰り返すやないか、それだけ実績があつたら取れるやないか、ということで、これで引いとんかな。どこかで何かしたはずだが、これは地域精通度ではない加算という（1）のやっぱりこれに戻ると思うが、この部分で点数が30点だったのがどうなるのか。今も去年のはどうなるのかなと。

元木委員長

小休いたします。（13時36分）

元木委員長

再開いたします。（13時40分）

重清委員

去年いろいろ、長い間十分議論して、良い方向の制度改革ができたと思うんですけど、次、成果がどのように出てくるか。去年のようにはならないという、確信はあるような制度にしている。今日初めて見せてもらい、今説明を初めて聞いているが、ちょっとわかりにくいんですけど、やはりこれはできているのかと。あんな偏った方向にはならんという方向性でよろしいでしょうか。

森県土整備部副部長

今回、この5月1日から入札に関します、制度見直しを行ったわけでございます。

昨年度、議員の方々からいろんな御論議いただきまして、今回この制度に見直したことでございます。繰り返しになるかもしれませんが、十分効果が発揮するようにやってまいりたい。我々といたしましては、先ほど重清委員のほうからお話ございましたけれども、できる限り企業に公正に工事をやっていただけるように、引き続き努力してまいりたいと考えてございます。

重清委員

入札制度についてはこれで、公正性をきちんと担保していただきたいと思います。また1年後の結果が出るとお思いますので、この点はよろしく願いしておきます。

それともう一つ、今日もらった県の工事入札参加の受注状況、これ去年の問題があるので、やっぱり、土木工事一式とか建築とか、電気とか分けて出してもらえませんか。これ一緒にされたって、何が何だかわからんし、どれだけ取っとるかもわからんと、やっぱり去年のことを踏まえて、こういうふうには、ぱっと見てわかるような制度に、来年度から出し方をしていただけませんか。どうでしょうか。

飯田建設管理課長

ただいま、重清委員からこの受注状況を分けてというお話がございました。一度、私どものほうで検討させていただきまして、そういった方向で考えてまいります。

## 重清委員

よろしくお願ひいたします。終わります。

## 古川委員

今、この入札契約制度改正について説明があったんですけど。皆さん議論に付いていけてたのかもわかりませんが、結構なかなか付いていけなくて、複雑な制度でもありますし、私も余り勉強もしたこともないので、今回、事前委員会でこうやって資料を出していただいて、付託委員会までの間にしっかり勉強したいと思いますけれども、できればもうちょっと詳しく項目ごとに説明を頂いて、僕の持分の40分中で聞くのはつらいので、付託委員会のときにでも、きちっと、できたら、備考欄に書くんでなくて、変更前で変更こうして、変更理由がこうなんだというところをしっかりと説明していただけたら。もう皆さん付いていってるのかもわかりませんが、私ちょっとわからないところがあるので、そのあたり1点最初にお願ひをしたいなと思います。どうでしょうか。

## 森県土整備部副部長

ただいまの古川委員の御質問に対しまして、内部で検討させていただいて前向きに対応させていただくと思うところであります。

## 古川委員

よろしくお願ひいたします。

それと、事前委員会なんで、今回の議案等には関係ないんですけど、この間、現場の視察をさせていただいて、1点だけお聞きしたいんですけども、徳島東環状線の末広住吉工区について、御質問させていただきたい。

平成7年に事業化をして平成12年に着工をしたと。今年18年目を迎えるということでございます。4月にはイオンモールも開店し、先ほどありましたように、平成31年度には徳島東インターも供用予定ということですよ。また、更に言うと、オーシャンフェリーのふ頭なんかもこっちへ移転しているということで、あの辺り、渭東沖洲地区が徳島市の玄関口とか、人が集まる地域になってきていると思うんですね。という意味でやっぱりこの末広住吉工区をしっかりと完成を急ぐべきだと思いますけど、このあたりの認識はどうでしょうか。

## 鍬田都市計画課長

徳島東環状線の末広住吉工区の完成という話でございます。

まず、末広住吉工区につきましては、末広大橋北詰から阿波しらさぎ大橋までということで、今、全長1,770メートルの区間で事業を実施しております。現在は、安宅交差点からの上りランプを含む、北行き940メートルの平成30年度の供用に向けて、先ほど言いました、平成31年の徳島ジャンクション、徳島東インターチェンジの開通に向けて、それに先行して、上りランプを平成30年度に完成するべく、今工事を進めております。

さらに、安宅交差点をまたぐ、橋りょう詳細設計についても現在、発注してございます。残る区間でございますけれども、末広大橋の取付けや、いろいろ、先ほど言いました

大型ショッピングモールの出入りとか、現道交通の影響とかが予想されます。この影響を最小限にとどめる方策を今後検討していかなければならない状況でございます。また、工事期間もできるだけ短縮を図って最大限の予算獲得にも努めて、早期の全線開通に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

古川委員

早期の完成を目指してしっかり取り組んでいくということでございますので、お願いしたいと思うんですけど、先ほどありました、安宅交差点から上りランプ含む北行きの部分、これ、もう少し詳しく、平成30年度供用開始予定ということですが、現場の説明では、この上りの坂の部分は、もう11月にはできるっていう説明があったんですけど、11月にできて、平成30年度という、このあたりのタイムラグみたいところは、どういうふうでしょうか。

鍬田都市計画課長

平成28年度に発注しております、Cランプの橋りょう部分の工事ですけど、工期が今年の11月30日となっております。

その他部分、取付部分の盛土工事を今後発注していかなければならないと。盛土工事でございますので、また工期もかかってまいります。ですから、平成30年度内かかってございます。これに向けて一生懸命頑張っただけでまいりたいと思っております。

古川委員

平成30年度の早い時期に供用開始をしていただけたらと思います。それから、安宅交差点から南行きのまたぐ部分は、今年度発注してはございますけども、南部分の詳細設計はどんな予定ですか。

鍬田都市計画課長

現在、発注してございます安宅交差点の橋りょう設計以外のそこから南の検討事項でございますけれども、先ほど申しましたように、残る区間につきましては今後、末広大橋そのものの取付けとか、また、現道交通への影響とかいろいろ考えまして、まだ検討段階でございますので、具体的な発注計画は今のところはございません。

古川委員

具体的な発注計画もないということは、まだ詳細設計も来年度するかどうかわからないということよろしいですか。

鍬田都市計画課長

詳細設計に掛かるのは間違いございませんけれども、今のところ来年度予算のこともまだこれからでございますので、しっかりと予算獲得に向けて頑張っただけでまいりたいと思っております。

古川委員

これぐらいにしておきますけど、来年度予算なんで、はっきり言えないことだと思えますけども、しっかり来年度、詳細設計に入っていただいて、全体の工事額を固めていただいて、本当にしっかりと完成を、1年でも早くできるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

元木委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時50分）